平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	104
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	105
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	105
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	105
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	105
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	105
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	105
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	105
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	105
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	105
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	105
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	105
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	105
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	104
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	104
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	104
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	104

平成15年４月１日から 平成16年３月31日まで	102
平成16年４月１日から 平成17年３月31日まで	102
平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで	102
平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで	102
平成19年４月１日から 平成20年３月31日まで	102
平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで	102
平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで	102
平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで	102
平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで	102
平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	102
平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	102
平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	102
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	102
平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	102
平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで	101
平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで	101
平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで	101

令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	104
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	104
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	104
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	103
令和６年４月１日から 令和７年３月31日まで	100

令和２年４月１日から 令和３年３月31日まで	101
令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	101
令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで	101
令和５年４月１日から 令和６年３月31日まで	100

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則16―０（職員の災害補償）第18条第１項の規定に基づき、平成８年人事院公示第11号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　平均給与額の最低保障額は、4,200円とする。 ２・３　（略）	１　平均給与額の最低保障額は、4,060円とする。 ２・３　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

土地家屋調査士法第３条第２項第２号の規定に基づく認定を受けた者の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号の規定に基づき民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者の氏名を次のとおり公告する。

令和７年３月31日　　法務大臣　鈴木　馨祐

申請法務局　東京

申請番号	氏名	申請番号	氏名
1	山崎　智英	2	伊藤　孝浩
3	渡邉　幸市	4	荒井　泰代
5	芝垣　雅史	6	茅野　正行
7	小川　薫	8	稲積　雄気
9	清水　知鶴	10	八島　隆晃

申請法務局　横浜

2	阿部　隆行	3	河本　善行

申請法務局　さいたま

1	田村　和也	2	成瀬　良貴
3	水澤　巧	4	阿左美　学
5	岸　俊幸	6	宮澤　一晃
7	曽山　継志		

申請法務局　千葉

1	井上　達	2	香取　信靖
3	塩野　敬介	4	中村　勇介
5	伊藤　孝臣	6	藤野　航平
7	黒田　春菜	8	渡邉　研太
9	奥田　拓	10	金谷　里美
11	山下　典司	12	泉井　浩二